

はじめに

笠間市環境基本条例で掲げられた基本理念を実現し、地域の豊かな自然を後世に継承するとともに、快適で住みよい環境づくりを推進するために「笠間市環境基本計画」を平成20年3月に策定しました。

環境基本計画では、市民、事業者及び市が連携して、環境の保全や創造に取り組むために、目指すべき将来の望ましい環境像のイメージを描き、それらを共有化するため、各環境要素について環境目標を定め、それぞれの目標(平成29年3月)の達成に向けた施策を推進していくことにより望ましい環境像の実現を目指します。

望ましい環境像



第1章 施策の取組

自然環境の保全と創造

■環境要素 水辺

■環境目標 潤いある水辺を保全・創造します

■施策展開の方向性

- ・自然豊かな水辺を保全していくため、河川や池沼の整備に際して生態系に配慮した工法を採用するなど、開発事業に伴う環境への負荷を低減します。
- ・河川やため池、農業用水路を市民の身近な親水空間として整備し、適正に維持管理することで、生態系を維持します。
- ・自然観察会や河川美化活動など、水辺に親しむ機会を通して、水辺の保全意識の普及啓発を図ります。

■行政施策

良好な水辺の保全

- ・3月に野口池自然環境保全地域の除草作業（約6,000㎡）を実施し、貴重な植物の保護、水辺の環境保全と景観の向上に努めました。（環境保全課）
- ・地元環境団体が、野口池自然環境保全地域内の外来種「ナガエモウセンゴケ」の除去を行いました。（環境保全課）

親水空間の整備

- ・市民団体や地域住民、学校などが主体となり農地水保全管理支払交付金事業などを活用して、市内7箇所のビオトープの整備、管理を行い生物多様性の保全、身近な自然の保全を行いました。（環境保全課・農政課・農村整備課・商工観光課・学務課）
- ・ビオトープ天神の里において、池沼の整備や水生生物の調査「釣り大会」を行うなど、水に親しめる水辺づくりを進めました。（環境保全課）

水辺の保全意識の高揚

- ・7月27日に愛宕山に於いて、巴川流域の4市町村による巴川探検隊全体交流会を開催し、86人の小学生等が参加して植物や野鳥等の観察や巴川の上流から下流までの水質調査を行い環境保全意識の高揚を図りました。また、霞ヶ浦湖上体験学習を11月30日に実施し、20人の親子が参加しました。（岩間支所地域課）
- ・7月31日に涸沼川の源流や涸沼の水生生物等の調査「涸沼川探検隊」を実施し、環境保全意識の高揚を図りました。（小学生30人参加）（環境保全課）

河川やため池等の施設の管理

- ・農地水保全管理支払交付金事業を活用し、ビオトープの作成・保全管理、伝統的施設としての水車の保全管理、ホタルなどの希少生物の保護観察等、資源保全に努めました。（農村整備課）

■評価と課題

市民団体などによるビオトープ整備を支援して、親水空間の整備を推進しました。また、小学生を対象に水生生物等の調査を行い、水辺の保全意識の高揚を図りました。今後も河川や水路等の整備にあたっては、水生生物等の生育・生息環境としての機能や水辺景観等に配慮した整備を推進していきます。

自然環境の保全と創造

■環境要素 農地・里山・森林

■環境目標 農地・里山・森林を保全し、環境に配慮した農林業やグリーンツーリズムを推進します

■施策展開の方向性

- ・地域の公益的機能を果たす農地や森林を保全するため、農村振興総合整備事業を活用し、優良農地の保全や農村生活環境の整備を総合的に推進します。
- ・良好な農地や集落地を里山と一体的に保全し、グリーンツーリズムなどを楽しむ環境を整備することにより、地域の活性化を図ります。
- ・環境に配慮した農業を振興するため、減農薬・減化学肥料、有機栽培などを推進するとともに、家畜排泄物の堆肥化施設の整備を支援します。
- ・稲わら、籾殻、木くず、家畜排泄物など、地域から排出されるバイオマス資源の利活用を検討します。

■行政施策

農地・田園景観の保全・活用

- ・12月に市内の全農地を対象として、農業委員による荒廃農地及び違反転用の農地パトロールを実施しました。(農業委員会)
- ・生き生き菜園「はなさか」、笠間クラインガルテン「日帰り市民農園」の利用促進に努めました。(契約区画数：生き生き菜園はなさか 64/84 区画。笠間クラインガルテン日帰り市民農園 45/50 区画) (農政課)
- ・農地の遊休化抑制と景観形成を目的に、遊休農地解消対策のモデルほ場として、ひまわりなどの栽培を実施しました。(農政課)

農業集落地域の整備、活性化

- ・平成26年度施工に向けて、星山地区の農道整備の詳細設計を実施しました。(農村整備課)
- ・農業集落排水は、友部北部地区の下水道管を618.4m布設しました。また、処理場が完成し、11月に供用を開始しました。(下水道課)
- ・農地水保全管理支払交付金事業を活用して、講師を招き地域住民を対象とした自然観察会を実施しました。(農村整備課)

環境保全型農業の推進

- ・環境に配慮した農業の普及拡大に向け、エコファーマー育成研修会を開催して、制度の周知とエコファーマー認定者の増加に努めました。(農政課)
- ・農産物PRイベントにおいて、特別栽培農産物(いばらきエコ農産物)等のPRを行いました。(農政課)
- ・県央南共済組合が行う水田航空防除事業に対し、周知等の協力や事業費の一部を助成しました。(水田航空防除事業補助金2,712千円。実施面積1,231.6ha) (農政課)
- ・農作物の基本となる堆肥について、耕畜連携を通じて、たい肥生産者リスト(概要版)を全農家(約4,600戸)に配付し、家畜排泄物の堆肥利用を促進しました。(農政課)

地産地消の推進

- ・観光PR事業において、「かさま新栗まつり」（来場者約 17,000 人）を開催し、特産の栗をPRをしました。（農政課）
- ・地場農産物の学校給食への導入拡大に向け、生産者及び関係機関が協力して、友部地区は 18 品目を納品しました。岩間地区は、生産者組織を立ち上げました。笠間地区については、引き続き協議をしていきます。（農政課）
- ・県の指針に準じた地産地消を小学校 14 校、中学校 7 校について実施しました。

グリーンツーリズムの推進

- ・ほたるの里支援事業により、南指原ほたるを守る会を中心に笠間クラインガルテン利用者も参加して、環境整備活動を実施しました。（参加者 54 人）（農政課）
- ・笠間クラインガルテンの指定管理者である茨城中央農業共同組合と定例会、運営会議を通じて、互いに連携し、適正な管理運営を行いました。（農政課）
- ・オーナー制農園の運営支援を行い、収穫体験イベントを 7 回実施しました。（農政課）
- ・笠間ファン倶楽部の体験事業として、各課が連携し、8 月 10 日におつまみ（野菜）収穫と酒蔵巡り（参加者 5 人）、10 月 12 日に栗拾いと味噌作り（参加者 14 人）を実施しました。（農政課、商工観光課）

森林の育成・活用

- ・森林機能緊急回復間伐事業により 23.68ha の森林整備を行いました。（農村整備課）
- ・身近なみどり整備事業により 3.42ha の間伐を行いました。（農村整備課）
- ・いばらき木づかい環境整備事業を活用して、見晴らしの丘に四阿設置工事（四阿 1 基、ベンチ 2 基、テーブル 1 基、地域材数量 2.69 m³）、笠間市岩間地区事業を実施しました。（農村整備課）
- ・森林環境を活用して、緑の少年団（6 団体）の活動支援を行いました。（農村整備課）

■評価と課題

農地パトロールや遊休農地解消対策事業を実施し、遊休農地の解消、耕作放棄地の防止を図りました。また、環境に配慮した農業の普及拡大のため、エコファーマー育成研修会の開催や堆肥の利活用、地場農産物のPR事業を実施しました。

森林の育成・活用については、間伐事業などの森林整備や地場産材を利用した環境整備事業を実施しました。

今後も良好な農地や里山を保全していくとともに、地産地消を推進し、学校給食などにおける地域農産物の利用の増加、消費・生産の拡大、地域農業の活性化を図ります。

また、グリーンツーリズムの推進については、体験農業者数も増加していることから、農業資源の充実を図り交流の受け入れ体制を整備して、都市農村交流の促進、地域の活性化を図ります。

エコファーマー：「土づくり・減化学肥料・減農薬」という環境に配慮しつつ農地の生産力を維持・増進する農業に一体的に取り組む農業従事者のこと。

地産地消：地域で生産されたものを地域で消費すること。

グリーンツーリズム：みどり豊かな農村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

森林機能緊急回復整備事業・身近なみどり整備事業・いばらき木づかい運動・元気な森林づくり活動支援事業：森林湖沼環境税を活用した事業の名称で森林保全を目的とした事業です。

自然環境の保全と創造

■環境要素 生態系

■環境目標 健全な生態系を維持・回復し、生物の多様性を確保します

■施策展開の方向性

- ・地域の生態系を維持・回復するため、市全域における動植物の生息状況を把握し、開発事業に際しては、対象地域の生態系の特性に応じた保全対策を検討します。
- ・多様な生物が生息できる環境を確保するため、河川やため池、休耕田等の一部を利用します。さらにビオトープの保全・再生を図るとともに、その維持のため、市民や訪問者に対し、自然と共生するためのマナー向上の啓発を行います。

■行政施策

地域の生態系の把握

- ・5月と9月に飯田地区、11月に上郷地区、2月に佐白山に生育する植物の生息状況を調査しました。(環境保全課)
- ・自然環境調査結果を踏まえ、加賀田山、朝房山等で自然観察会を実施し、地域に生育する植物について環境学習の場を設けました。また、植物の調査結果等をホームページに掲載するなど情報提供を行いました。(環境保全課)

開発に際しての生態系への配慮

- ・地域の自然環境、生態系に配慮し、開発行為の技術基準による指導を行いました。(都市計画課)

ビオトープの保全・再生

- ・市民団体や地域住民、学校が主体となりビオトープの整備、管理を行い生物多様性の保全、身近な自然の保全を行いました。(環境保全課・農政課・商工観光課・学務課)
- ・農地水保管理支払交付金事業を基に地域住民が中心となりビオトープの保管理を4組織で実施しました。子ども会等と協力しながら保全すると共に今後の環境向上への意識を高めました。(農村整備課)

自然とのふれあいにおけるマナーの向上・自然保護意識の高揚

- ・特定外来生物の防除について、ホームページ等により情報提供を行いました。(環境保全課)
- ・特定外来生物防除実施計画に基づき、市民団体等が主体となりオオキンケイギクの防除作業を行いました。(環境保全課)
- ・自然植生の保護など自然と共生する上で、看板等によりマナー向上を行いました。(環境保全課)
- ・笠間湖、館岸山、佐白山等で自然観察会を実施し、自然を楽しみながら自然保護意識の高揚を図りました。(環境保全課)

■評価と課題

自然環境調査を実施して自然観察会を開催するなど、地域の植物相や植生について情報提供を行いました。また、市民団体等と協力してビオトープの整備、管理を行い身近な自然環境の保全を図りました。

今後も特定外来生物に関する情報提供により生態系等の被害防止を図るとともに、環境調査や観察会の開催により自然植物の保護意識の高揚を図ります。

自然環境の保全と創造

■環境要素 自然景観

■環境目標 美しい自然景観・田園景観を保全・創造します

■施策展開の方向性

- ・市の自然風景地を保全し、自然環境や地区特性に応じた美しい景観づくりを総合的に推進するため、景観計画を策定します。
- ・特に維持保全が必要な区域については、緑地保全地域や風致地区等の地域指定を行い、開発等の適正な規制・誘導を図ります。
- ・自然公園として、適切に保全・活用することで、地域の環境資源を保全します。

■行政施策

自然景観の保全・充実

- ・3件の開発行為（都市計画法）が行われ、景観保全対策により公園緑地率3%（開発面積に対する緑地割合）以上が確保されました。（都市計画課）
- ・自然景観等に関する学習活動として、市民団体と連携して「自然観察会」や「ゲンジボタル観察会」「昆虫観察会」等を実施し、自然景観の保護・充実に向けた意識の啓発に努めました。（環境保全課）

自然公園の保全・活用

- ・笠間湖、館岸山、佐白山等で自然観察会を実施し、自然を楽しみながら自然保護意識の高揚を図りました。（環境保全課）
- ・首都圏自然歩道のパトロールを実施し、案内看板の設置状況等の点検、修繕依頼を行いました。（環境保全課）
- ・山ろく公園について、桜の不良木の伐採等を実施し、自然公園の保全を行いました。（商工観光課）
- ・県立自然公園区域である佐白山周辺、北山公園、愛宕山周辺について、景観を活かし、自然に配慮した樹木の剪定や草刈等の維持管理を行いました。（商工観光課）

■評価と課題

自然公園の保護と利用の適正を図るために、県自然公園指導員と連携したパトロールや維持管理を行い自然公園内の景観保全を行いました。

また、自然公園を利用した自然観察会を開催して、環境保全意識の高揚を図りました。

引き続き、自然環境や地域特性に応じた美しい景観づくりと地域の環境資源の保全に努めていきます。

快適環境の保全と創造

■環境要素 公園・緑地

■環境目標 潤いと安らぎを与える公園・緑地を保全・創造します

■施策展開の方向性

- ・市民に潤いと安らぎを与える緑地を保全・創造するため、緑の基本計画の策定など、計画的な手法を用いて緑地を保全・整備します。
- ・公園については、都市計画マスタープランに基づき、身近に利用できる都市公園の整備を計画的に推進するほか、芸術の森公園、北山公園、愛宕山周辺など既存公園の整備・充実を図ります。
- ・市街地においては、市民との協働による緑化運動の促進や公共施設や道路の緑化推進、生垣の設置奨励などにより緑化を推進します。

■行政施策

都市公園の整備

- ・総合公園内の花壇（北駐車場、管理棟前、エントランス広場の3箇所）に四季折々の花を植栽し、市民の憩いの場となるよう美化に努めました。春（パンジー、菜の花）夏（コスモス、百日草）秋・冬（パンジー）（スポーツ振興課）

既存公園の保全・活用

- ・北山公園の園路舗装（1,810 m²）や、愛宕山見晴の丘に展望台1基を設置するなど、既存の観光資源の充実を図りました。（商工観光課）

市街地の緑地の推進

- ・花によるまちづくりを推進し、5月31日（クリーン作戦に合わせて）花苗をマリーゴールド、サルビア合わせて33,957本を186団体に配布しました。また、市主催コンクールに13団体が参加し、4団体が入賞、県主催コンクールに9団体が参加し、2団体が入賞しました。（生涯学習課）
- ・すみよい環境条例に基づき、雑草の繁茂を放置した状態の空き地など、管理が不適切な所有者に対し、適正な管理の指導を行い、害虫発生の抑制、火災の予防、不法投棄の防止などに努めました。（環境保全課）

公共空間の緑化の推進

- ・開催内容を見直し、秋季に笠間芸術の森公園において都市緑化祭を開催して、緑化の推進、啓発を行いました。（管理課）
- ・浄化センターともべなどの公共施設34箇所において、ゴーヤ、アサガオによる緑のカーテン推進事業を実施しました。（全庁・各施設管理者）

みどりのまちづくりを支える体制づくり

- ・道路里親制度により、市道、県道の里親に市内34団体が登録し、草刈、ごみ拾い、花植え等を実施しました。（管理課）
- ・都市公園グリーンパートナー制度により、今年度1公園の協定を締結し、市内5公園で市民協働による公園管理を行いました。（管理課）

■評価と課題

都市緑化祭の開催、花壇コンクール、緑地の整備等により市民の緑化意識の高揚を図りました。

今後も市街地や公共空間の緑化を推進し、市民協働による緑化運動を促進します。

快適環境の保全と創造

■環境要素 街並み

■環境目標 自然と文化とが調和した街並みを保全・形成します

■施策展開の方向性

- ・自然と文化とが調和した街並みを保全形成するため、都市計画マスタープランに基づき計画的な土地利用を推進します。
- ・景観計画を策定し、街並みを損ねる屋外広告物等の規制・撤去を行うなど、景観に配慮したまちづくりを、市民参加により推進します。
- ・快適な市街地・集落地の形成とともに、市域に存在する観光資源を結ぶ回遊性の高い観光ルートの開発により、歴史的景観資源の保全と活用を図ります。

■行政施策

計画的な土地利用の推進

- ・岩間駅東大通り線の用地交渉を行い、整備に必要な用地取得を進めました。今年度末時点でおおむね91%の用地取得をしました。(都市計画課)
- ・笠間市内の農地の有効利用を図るために「農業振興地域整備計画」に基づく、農用地の除外を行いました。(農政課)

快適な市街地・集落地の形成

- ・岩間駅東土地区画整理事業による区画道路及び、区画の造成工事が8月に完了しました。(都市計画課)
- ・商工会と連携し、笠間地区3店舗、岩間地区1店舗の空き店舗を支援しました。(商工観光課)
- ・畜産試験場跡地及び周辺の排水整備に着手しました。(企画政策課)

景観に配慮したまちづくりの推進

- ・「地区計画による建築制限に関する条例」に基づく地区計画区域内において15件の申請があり、内容の審査、指導を行いました。(都市計画課)
- ・県景観形成条例を適正に運用し、提出された大規模行為届出1件を経由しました。計画内容は是正指導を要しないものでした。(都市計画課)
- ・市内幹線道路沿道による屋外広告物禁止物件に提示されている広告物の簡易除去を3月24日～28日の期間で行いました。(都市計画課)
- ・道路整備の方針に基づき、24年度からの繰越を含め、延長240m分の工事を発注し、整備を進めています。また、稲荷門前通りの街並・景観について地元関係者等と協議を継続しています。(まちづくり推進課)
- ・旧井筒屋旅館の不要建物の一部について解体撤去工事を発注し、さらに「笠間稲荷周辺拠点再整備計画」策定業務を委託しました。(まちづくり推進課)
- ・「笠間の家」を地域おこし協力隊の情報発信や活動拠点として活用しながら、管理も併せて行っています。また4月29日のプレオープンから、これまでに市内外から約2,000人の方が見学に訪れました。(まちづくり推進課)

■評価と課題

景観に配慮したまちづくりを推進し、歴史的景観資源の保全と活用を図りました。今後も自然や歴史的環境、都市機能が調和した街並みの保全形成に努めていきます。

快適環境の保全と創造

■環境要素 歴史・文化

■環境目標 郷土の歴史・文化的資源を保全し、継承します

■施策展開の方向性

- ・郷土の歴史・文化的資源を保全し、継承するため、文化財調査を推進するとともに、文化財保護意識の啓発に努めます。
- ・歴史民俗資料館や郷土資料館などの整備を進め、文化財を公開展示し、学習活動に活用します。
- ・伝統・芸術・文化の保存や継承のため、個人や各種文化団体の文化芸術活動への支援を行うとともに、文化交流を推進するイベントを開催し市民の文化活動への参加の機運を高め、地域文化の振興を図ります。

■行政施策

文化財調査の推進

- ・文化財保護審議会の協力を得て、3月に笠間市指定文化財として3件の指定を行いました。(生涯学習課)
- ・埋蔵文化財の試掘調査10件を実施し、体制の確立に努めました。(生涯学習課)
- ・民具など、民族文化財の歴史的に価値のあるものに対して、調査・収集に努めました。(生涯学習課)

文化財の保護・活用

- ・文化財に対する保護意識の高揚を図るため、発掘調査で出土した遺物を歴史民俗資料館で展示し、各小学校で歴史や文化の学習を実施しました。(生涯学習課)
- ・「新笠間市の歴史」のPR及び販売を行い、郷土意識の高揚を図りました。(生涯学習課)

資料館等の整備・充実

- ・月4日笠間図書館、郷土資料館で市史研究員の協力を得て、歴史資料等の収集、保存、活用を行いました。(生涯学習課)
- ・市の郷土資料館を活用するため、月2日市史研究員の協力を得て、資料整理を進めました。(生涯学習課)

市民文化活動の支援

- ・笠間市文化協会の活動を支援し、主体的な活動の活性化を促しました。(生涯学習課)
- ・笠間、友部、岩間公民館において、文化祭の会期を統一して、10月31日から11月4日まで市民参加型の「公民館まつり」を開催しました。(各公民館)

芸術・文化事業の推進

- ・茨城新聞社と「第13回全国こども陶芸展 in かさま」を開催しました。全国から1,359点の出展があり、入賞作品を茨城県陶芸美術館で8月1日から9月1日まで展示しました。また、市内小中学校では地元窯元の協力を得て作品づくりに取り組みました。(生涯学習課)
- ・文化振興の一環として、優れた作品を鑑賞できる高齢者芸術鑑賞事業を実施しました。(生涯学習課)

芸術・文化施設等の整備

- ・歴史民俗資料館・郷土資料館・公民館の維持・管理に努めました。(生涯学習課)(各公民館)
- ・かさま国際音楽アカデミー開催期間に笠間公民館大ホールでコンサートを実施するなど、既存の文化施設を活用した連携事業を行いました。(生涯学習課)

■評価と課題

郷土の歴史や文化的資源、埋蔵文化財の調査、指定を行うとともに、発掘調査で出土した遺物を文化財の公開展示など、文化財保護意識の啓発を図りました。

今後も文化財調査を推進して、資源の保全、保護意識の向上に向けた取組を行うとともに、文化交流を推進する公民館まつりなどのイベントを開催して、市民の文化芸術活動への参加を促進していきます。

快適環境の保全と創造

■環境要素 暮らしのマナー・モラル

■環境目標 誰もが快適に暮らせるまちをつくります

■施策展開の方向性

- ・誰もが快適に暮らせるまちづくりのため、「笠間市すみよい環境条例」を適切に運用し、ペットの飼育方法や野焼きなど近隣に配慮した暮らしのルールやマナーを周知徹底します。
- ・不法投棄に対しては、市民との協働によるパトロールの実施など監視体制の強化し、早期発見・防止に努めます。
- ・市民に対しては、道路や河川、排水路の清掃、クリーン作戦などの環境美化活動への参加促進を図ります。

■行政施策

近隣に配慮したマナーやルールの普及

- ・自然環境の保全と居住区域美化意識の高揚を図るため、全市一斉クリーン作戦を年 3 回実施しました。(環境保全課)
- ・畜犬の狂犬病予防集合注射時に啓発パンフレットを配布するほか、広報かさまでペットの適切な飼育方法、ルールやマナーの普及啓発を行いました。また、「ワンちゃんエチケット運動」のボランティアを募集し、飼い主一人ひとりの自覚と責任ある行動で、道路や公園からフン害をなくす運動をすすめました。(協力者 52 人)(環境保全課)
- ・フン害防止看板を 163 枚配布しました。(環境保全課)
- ・野外焼却や市民生活上のマナーについて、トラブル発生を未然に防止するために定期的に広報紙を活用して周知しました。(環境保全課)

不法投棄、ポイ捨て対策の推進

- ・市民の要望により不法投棄防止の看板を配布しました。(環境保全課)
- ・県ボランティア U.D. 監視員や笠間市不法投棄ボランティア監視員によるパトロールを実施し、監視体制の強化と不法投棄の防止及び早期発見に努めました。(環境保全課)
- ・健康増進法(受動喫煙防止)に基づき、喫煙ルールの順守、マナーの向上に努めました。(全庁)

環境美化活動の推進

- ・都市公園グリーンパートナー制度で 1 団体(計 5 団体)、道路里親制度で 4 団体(計 34 団体)との協定を締結しました。(管理課)
- ・市道の路側及び側溝に堆積した土砂等の撤去を実施しました。また側溝清掃を実施している地区に土のう袋の支給及び回収を実施しました。(管理課)

■評価と課題

近隣に配慮したルールやマナーについて広報紙等による周知徹底を図りました。また、市内クリーン作戦の実施、市民団体やボランティア監視員等によるパトロール、不法投棄ごみの回収などにより環境美化を促進しました。

今後も「笠間市すみよい環境条例」を適切に運用して、誰もが快適に暮らせるまちづくりを推進し、市民の環境美化活動への参加を促進していきます。

道路里親制度: ボランティアの市民や企業が「里親」になり、国・県・市町村が管理している道路や河川敷、公園などの区域を「養子」とみなして美化活動を行う仕組み。

生活環境の保全

■環境要素 大気環境

■環境目標 良好な大気環境を維持・保全します

■施策展開の方向性

- ・良好な大気環境を維持するために、大気環境の監視体制を整備し、定期的な観測を実施する必要があります。
- ・各家庭に対してはごみの焼却処理に関するルールの周知・指導を、事業者に対しては法令に基づく使用燃料の適正化や対策の実施について、定期的に検査・指導していきます。
- ・悪臭については、法令に基づく規制・指導のほか、畜産農家に対し施設整備の支援等を行い、悪臭防止対策を推進します。

■行政施策

監視体制の整備

- ・野外焼却については、市民からの通報に対し、適切な指導を行いました。また、工場排煙等による悪臭については、定期的な立入検査を実施しました。(環境保全課)

家庭における大気汚染対策の推進

- ・家庭ごみの野外焼却を禁止するため、焼却行為に対する通報に迅速に対応し、近隣に対する配慮を促すなど指導しました。(苦情件数 40 件) (環境保全課)

事業所における大気汚染対策の推進

- ・大気汚染防止法に基づき、事業活動に伴う燃料使用の適正化に向けた指導を行いました。(環境保全課)
- ・大気汚染防止法に基づき、定期的な立入検査を実施しました。(環境保全課)
- ・使用済み農業用プラスチック(塩化ビニールフィルム、ポリエチレンフィルム等)の収集を行いました。(実績 8,620kg) (農政課)

悪臭防止対策の推進

- ・悪臭防止法に基づき、工場等の施設の維持管理の適正化、悪臭の発生防止を促しました。(環境保全課)
- ・補助事業を活用し、畜産農家 6 戸に動力噴霧器を整備して効率的な防疫対策を推進しました。また、畜産農家に消毒薬を配布するとともに巡回指導を実施し、普及啓発を図りました。(農政課)
- ・ホームページでの広報や茨城県水質保全協会と連盟の通知を設置者へ送付し、浄化槽の適正管理と法定検査受診に関する啓発を図りました。(下水道課)

■評価と課題

ごみの焼却処理に関するルールについて、広報紙等による周知や訪問指導などにより大気汚染の防止を図りました。また、悪臭を防止するため事業者や畜産農家への巡回指導や生活雑排水対策、浄化槽の適正管理を呼び掛けました。

今後も野外焼却に関するルールの周知や指導により、悪臭防止対策を推進し、良好な大気環境の維持、保全に努めます。

生活環境の保全

■環境要素 水環境

■環境目標 水環境を保全します

■施策展開の方向性

- ・市内の河川・池沼等の水質改善のため、水質汚濁の現況把握と、発生源となる工場・事業所の監視・指導体制を充実させていきます。
- ・市民・事業者に対し、水質改善のための意識啓発を図るとともに、協働による水質浄化対策を推進します。
- ・家庭から出る生活排水による水質汚濁を軽減するため、公共下水道、農業集落排水の計画的な整備及び加入促進を図るとともに、整備地域における未接続家庭の早期接続、未整備地域における浄化槽設置を推進します。

■行政施策

監視体制の整備

- ・笠間市水質監視員や市民団体と協力し監視体制強化を図るとともに、涸沼川流域及び霞ヶ浦流域に河川・池沼の水質調査を実施しました。(河川 18 箇所 (年 2 回)、池沼 4 箇所 (年 1 回)) (環境保全課)
- ・水質監視員による河川パトロールを実施し、水質環境悪化の未然防止を図りました。(環境保全課)

水質浄化対策の推進

- ・7月27日に愛宕山に於いて、巴川流域の4市町村による巴川探検隊全体交流会を開催し、86人の小学生等が参加して植物や野鳥等の観察や巴川の上流から下流までの水質調査を行い環境保全意識の高揚を図りました。また、地域事業として、11月30日に霞ヶ浦湖上体験学習を実施し、20人の親子が参加しました。
- ・7月31日に涸沼川の源流や涸沼の水生生物等の調査「涸沼川探検隊」を実施し、環境保全意識の高揚を図りました。(小学生30人参加) (環境保全課)
- ・3月13日に霞ヶ浦環境科学センターに於いて市民17人が参加して、霞ヶ浦の水質浄化や家庭排水の浄化等について学習しました。(岩間支所地域課)
- ・環境にやさしいまちづくりを推進し、河川の汚染防止などを目的に、家庭から排出される廃食用油2,861Lを資源物として回収しました。(環境保全課)
- ・適正な管理と使用の啓発のため除草剤などの使用方法チラシを農家等に配布しました。(農政課)
- ・水質汚濁防止法に基づく立入検査(24件)を実施し、事業所からの未処理排水や化学物質の漏洩を防止しました。(環境保全課)

公共下水道の整備推進

- ・認可区域における公共下水道の整備を進め、汚水配水管延長3,320mを布設しました。(下水道課)
- ・友部・笠間処理区と岩間処理区の下水道全体計画の見直しを実施しました。(下水道課)
- ・供用開始区域内の未接続者に対して、戸別訪問を実施し水洗化率の向上を促進しました。(下水道課)

農業集落排水の整備推進

- ・農業集落排水は、友部北部地区の下水道管を 618.4m 布設しました。また、処理場が完成し、11月に併用を開始しました。(下水道課)
- ・水洗化率の向上を図るため、維持管理組合と連携して、未接続者に対して戸別訪問を実施しました。(下水道課)

浄化槽の設置促進

- ・公共下水道及び農業集落排水事業区域以外の区域において、合併浄化槽 168 基の設置補助を行いました。(下水道課)
- ・ホームページや、広報により設置者へ定期的な検査など適正管理の啓発を図りました。(下水道課)

■評価と課題

法令等に基づく検査や、河川、池沼の水質調査、河川を利用した環境イベントの開催など、水質浄化対策を実施しました。

また、生活排水への配慮や水質汚濁の軽減を目的に、廃食用油の回収を行いました。

今後も公共下水道、農業集落排水への加入促進、浄化槽の普及による生活雑排水による汚濁防止に努め、水環境の保全を図ります。

生活環境の保全

■環境要素 音環境

■環境目標 騒音・振動を低減し、良好な住環境を保全します

■施策展開の方向性

- ・沿道の良好な住環境を保全するため、市民との協働による街路樹や植栽帯など緩衝帯の設置・管理を推進します。また国道50号などの主要幹線道路では必要に応じて低騒音舗装などの対策を道路管理者に要請していきます。
- ・家庭に対しては、ピアノやカラオケ、犬の鳴き声などの生活騒音についてマナーの普及啓発を行います。
- ・工場・事業所に対しては、令に基づく規制や指導を推進し、建設工事等では低騒音・低振動型建設機械使用の啓発・指導を行います。
- ・長期的には住工混在の解消に向けた適正な土地利用を推進します。

■行政施策

交通騒音・振動対策の推進

- ・新規道路整備の際に、車両通過時の騒音を低減するため、路上におけるマンホールの高さ調整を担当課に依頼しました。(建設課)
- ・自動車騒音の低減のため、下水道管の新規布設設計時にマンホールの位置を検討しました。(下水道課)

暮らしに伴う騒音・振動対策の推進

- ・広報紙等により、ピアノやカラオケなどの生活騒音の防止に向けた普及啓発を行いました。(環境保全課)
- ・飼い犬の狂犬病予防集合注射時に啓発パンフレットを配布するほか、定期的に「広報かさまお知らせ版」等でペットの適切な飼育方法、ルールやマナーの普及啓発を行いました。(環境保全課)

事業活動に伴う騒音・振動対策の推進

- ・騒音、振動規制法に基づき、事業所4件に対して、指導を行いました。(環境保全課)
- ・建設工事における騒音について、市民からの通報に迅速に対応し、事業への指導を行いました。(騒音規制法、振動規制法に低触する案件なし)(環境保全課)
- ・発注する各公共工事において、低騒音・低振動型機械の使用を特記仕様書に明記し、使用を促進しました。(建設課)(管理課)(水道課)(他公共工事担当課)
- ・深夜営業やカラオケ、エアコン等により発生する騒音に対し、市環境基本条例及び市公害防止条例に基づき指導を行いました。(12件指導)(環境保全課)

計画的な土地利用の推進

- ・岩間駅東区画整理事業がH26年1月に完了し、良好な宅地整備を行いました。(都市計画課)

■評価と課題

法令に定められた環境基準や規制基準の達成により良好な住環境の保全に努めました。また、生活騒音については、広報誌等による普及啓発、現地調査、訪問指導などにより苦情の減少に努めました。

今後も騒音規制法や振動規制法に基づき、騒音や振動を低減していくとともに、生活騒音に対するマナーの向上を図り、良好な住環境を保全していきます。

生活環境の保全

■環境要素 土壌・地盤環境

■環境目標 健全な土壌・地盤環境を保全します

■施策展開の方向性

- ・土壌、地盤環境を保全するため、農地やゴルフ場などにおける適正な農薬使用を推進するとともに、環境保全型農業の普及拡大を引き続き図っていきます。
- ・工場や事業場においては法令に基づき規制や指導を推進します。
- ・川底や水田土壌、地下水等の汚染状況については、茨城県など関係機関と連携した監視体制の整備・充実を図ります。

■行政施策

監視体制の整備

- ・大郷戸清掃センター跡地の地下水調査を継続して行いました。(年4回)(環境保全課)

法令に基づく規制・指導の推進

- ・工場・事業所に対し、土壌汚染対策法、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制、指導を行っています。(案件なし)(環境保全課)
- ・土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に基づき、適切な埋立ての指導、生活環境の保全、災害の発生の未然防止を図りました。(環境保全課)

適正な農薬使用の推進

- ・環境保全型農業補助制度を活用し、環境にやさしい農業への取り組みを推進しました。(農政課)
- ・ゴルフ場等において使用される農薬については県と連携して、農薬による環境への影響を未然に防止するため、指導を行いました。(環境保全課)

井戸及び井戸水(地下水)の適正管理

- ・県と共に市内5地点の地下水の採取・検査を実施しました。(環境保全課)

■評価と課題

法令等に基づき、一定規模の土砂の埋立て等を指導し、生活環境の保全、災害の未然防止を図りました。

また、ゴルフ場等に適正な農薬使用を推進し、健全な土壌環境を保全しました。

今後も法令等に基づく規制、指導を徹底して、土壌・地盤環境の保全に努めます。

生活環境の保全

■環境要素 有害化学物質

■環境目標 有害化学物質から健康を守ります

■施策展開の方向性

- ・有害化学物質から健康を守るため、有害化学物質に関する正しい情報を収集し、市民・事業者提供する体制を整備します。
- ・事業者に対しては、法規制に基づく化学物質の適正管理・使用の指導を行います。
- ・エコフロンティアかさまや環境センター等特定施設における排ガス対策や監視・指導の徹底、野焼きや小型焼却炉の使用に関する指導を強化するなど、ダイオキシン類対策を推進します。

■行政施策

情報収集・提供体制の整備

- ・放射線空間線量や水道水の放射能測定結果、小中学校の給食の放射性物質の測定結果をホームページ等で公表しました。(秘書課・水道課・各給食センター)
- ・新たな環境問題 PM2.5 に対応する情報収集、監視体制の整備を行いました。(環境保全課)

化学物質の適正使用・適正管理の推進

- ・PRTR法に基づき、事業者に対して、科学物質の適正管理や適正使用についての指導、届出の審査を行いました。(環境保全課)
- ・除草剤などの使用方法チラシを農家等に配布し、啓発に努めました。(農政課)
- ・施設における建材使用等について、学校等の修繕を行った際に、使用年別表等で再度安全性の確認を行いました。(建設課)

ダイオキシン類対策の推進

- ・エコフロンティアかさまや環境センターなどの特定施設に対し、ダイオキシン類の調査結果の提出を求め、内容を検査しました。(環境保全課)
- ・家庭ごみの野外焼却を禁止するため、広報紙による周知を行うとともに、焼却行為に対する通報に迅速に対応し、近隣に対する配慮を促すなどの指導を行いました。(苦情受付 40 件) (環境保全課)

■評価と課題

エコフロンティアかさまや環境センター等の特定施設における排ガスに含まれるダイオキシン類の調査結果について検査を実施し、適切な維持管理や排出基準について指導を行いました。また、水道水の放射能測定結果などをホームページ等で公表しました。

今後も有害化学物質の監視や指導の徹底に加え、新たな環境問題等の正確な情報の提供を行っていきます。

ダイオキシン類: 有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾパラジオキシンとポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナー PCB の総称。ものの焼却等で非意図的に生成され、きわめて毒性が高いため問題になっている。

PRTR法(特定科学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律): 有害性が判明している科学物質について、事業者による科学物質の自主的な管理の改善を促進するための法律。

生活環境の保全

■環境要素 環境管理・公害防止

■環境目標 環境汚染や公害を未然に防ぎます

■施策展開の方向性

- ・環境汚染や公害を未然に防ぐため、監視・調査体制の強化や、事業所に対する規制・指導の強化、公害苦情に対する相談体制の整備など、公害防止・環境管理体制の整備を推進します。
- ・事業者に対する公害防止や環境マネジメントシステムに関する情報提供や、商工会等と連携した講習会の開催、事業者間の交流等の促進、公害防止設備の導入に対する助成制度の検討など、事業者・団体の環境保全活動に対する支援体制を整備します。

■行政施策

公害防止・環境管理体制の整備

- ・井戸水及び自家栽培した農作物の放射性物質濃度の簡易測定を行いました。(総務課・農政課・環境保全課)
- ・簡易空間線量率計の貸出しを行いました。(47件)(環境保全課)
- ・大気汚染防止法関係立入検査を実施しました。(21件)(環境保全課)
- ・公害苦情に対し、各支所と連携して迅速に対応しました。(公害苦情：野焼き40件、騒音18件、悪臭11件、水質汚濁9件、大気汚染15件、雑草処理78件)(環境保全課)
- ・市内13事業所において、公害防止協定を締結しています。(環境保全課)
- ・光化学スモッグ、微小粒子状物質(PM2.5)に関する情報収集等、注意喚起に対する連絡体制の整備を行いました。(環境保全課)

事業者・団体への支援体制の整備・充実

- ・環境保全活動を行う市民団体に対し、継続して支援を行い活動の充実に努めました。(環境保全課)

■評価と課題

公害や環境問題に対する相談に対して迅速な対応に努めました。

また、大気汚染防止法に基づき関係施設への立入検査を実施するなど、法令等による規制、指導を行いました。

今後も公害の発生を未然に防ぐための啓発活動に努めるとともに、環境問題に対する適切な対応、助言、指導などによる早期解決を図ります。

環境マネジメントシステム: 企業等が自主的に環境保全に関する取組を推進するに当たり、環境に関する方針、目的、目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいく管理の仕組みで、ISO14001もその一つ。

循環型社会の構築、地球環境への貢献

■環境要素 廃棄物

■環境目標 ごみを減量し、リサイクルを推進します

■施策展開の方向性

- ・ごみの減量化・リサイクルを推進するため、市民・事業者に対して、環境イベント等を通じた3R（Reduce、Reuse、Recycle）の取組の普及促進を図ります。
- ・分別収集や再利用・リサイクル活動などを通じ、ものの循環利用を促進します。
- ・ごみを効率的かつ適正な処理を行うため、産業廃棄物や使用済み家電製品などの適正処理啓発をはかるとともに、ごみ処理体制の整備・強化を図ります。
- ・事業活動に伴う廃棄物減量に向けた取組を促進するとともに、レジ袋削減や「環境チケット」制度の普及促進を図るなど、ごみの減量化に資する事業活動を促進します。

■行政施策

ごみ減量化の推進

- ・10月にボランティア団体と古布回収事業を行い、5,641kg回収しました。そのうち1,971kgの古着を海外支援品として搬送しました。（笠間支所地域課）
- ・堆肥散布の機械・施設整備促進のため、新たな補助制度を策定しました。また、米ヌカや落ち葉をつかったボカシ肥料づくり講習会を開催し、普及啓発を図りました。（農政課）
- ・ふるさとまつりなどのイベント開催時に、環境に配慮した生活や行動に関する啓発パンフレットを配布しました。（2,000部）（環境保全課）
- ・レジ袋有料化による不要なレジ袋の削減について、イベント時の啓発チラシの配布などにより協力を促しました。（環境保全課）
- ・環境フォーラム等のイベントにおいて、パネル展示やチラシ配布などの啓発活動を行いました。（環境保全課）
- ・市開催のイベントについては、可能な限り使い捨て容器の使用を控えました。（全庁）

リユース・リサイクルによる循環利用の推進

- ・自治会、子供会、高齢者クラブ等が行った資源物回収に対して補助を行い、市民の自主的なリサイクル活動を支援しました。（116団体、回収量987t）（環境保全課）
- ・6月と10月開催の市民団体主催のフリーマーケットに対して広報等の協力を行いました。（環境保全課）
- ・インクカートリッジリサイクル、廃食用油回収を広報紙やホームページを利用して周知を行いました。（環境保全課）
- ・レアメタルなど貴重な金属資源をリサイクルするため、本所、支所の窓口で小型家電を48.7kg回収しました。（環境保全課）

適正処理の推進

- ・分別収集に関する情報について、ホームページへの掲載やポスターの配布など、市民への周知を行いました。（環境保全課）
- ・転入の際にごみの分別収集についてのポスターを配布するほか、新築等に入居する住民に対して市指定のコンテナを配布しました。（環境保全課）
- ・事業者に対し、県リサイクル優良事業所等認定制度の周知など、建築廃材や産業廃棄物の減量化・リサイクルについて普及啓発を行いました。（環境保全課）

適切な収集体制の確立

- ・清潔な生活環境を維持するため、市民に対し、収集日程や適切なおみ出しのルール・マナーを広報紙やホームページで周知しました。(環境保全課)
- ・収集事業者と連絡や調整を密にして、円滑なおみ収集を行いました。(環境保全課)
- ・地域住民がおみ集積ボックスを設置するに当たって補助を行いました。(補助 18 件)(環境保全課)
- ・集積所の美化対策を推進し、現地調査及び集積所管理者への改善指導を実施しました。(環境保全課)

おみ減量化に向けた事業活動の促進

- ・庁内用コピー用紙及び付箋は、古紙配合率 70%以上の製品を購入しました。(総務課)
- ・カラープリンターインクは再生利用品の購入に努めました。(環境保全課)
- ・いばらきゼロエミッションに向けた県事業の情報提供を行いました。(環境保全課)
- ・チラシ等によりエコショップ制度の周知を行うとともに、市内認定 10 店舗の更新を行いました。(環境保全課)

■評価と課題

おみの減量化・リサイクルを推進し、古布や廃食用油、小型家電の回収のほか、リサイクル活動に対する支援を行いました。

また、イベント等へ参加、パネル展示やチラシ等の配布により、おみ減量化の啓発活動、行動促進を図りました。

今後も 3 R 活動の普及やおみの適正処理に関する啓発活動など、おみの減量化、資源化を推進していきます。

環境チケット制度: マイバッグを持参した消費者に環境チケット (1 枚 2 円) を発行し、消費者が寄付したチケットにより、市が社会福祉や学校の運営費を支出するというもの。

エコショップ制度: おみの減量化や資源化など地球環境保全に配慮した事業活動に取り組む店舗のこと。

ゼロエミッション: 製品の製造過程で発生する廃棄物等をリサイクルしたり、他の産業の原料として活用することにより、最終的に廃棄物をゼロにすること。循環型社会における産業活動のモデルとして取組が広がりつつある。

循環型社会の構築、地球環境への貢献

■環境要素 資源・エネルギー

■環境目標 資源・エネルギーの有効利用を推進します

■施策展開の方向性

- ・限りある地球の資源を節約し、地球温暖化を防止するために、市は公共施設の省エネルギー化を率先して推進します。
- ・市民や事業者に対しては暮らしや事業生活における省エネルギー推進のための意識啓発や取組に関する情報を提供します。
- ・太陽光や太陽熱、風力など環境負荷の少ないエネルギー利用を推進します。

■行政施策

省エネルギー推進のための意識啓発・情報提供

- ・ふるさとまつり等のイベント時のパネル展示において、家庭での省資源や省エネ、節水の実践など、エコライフに取り組むための知恵とヒントが掲載されている「茨城エコチェックシート」を紹介しました。(環境保全課)
- ・市民団体が主体となり、エコ教室を開催し、エコ・クッキングの普及促進を行いました。(環境保全課)

公共施設の省エネルギー化の推進

- ・市役所の事務・事業から排出される温室効果ガス排出量を平成 24 年度と比較して、1.0%削減を目標に取組を行い、1.3% (49t-CO₂) 削減しました。(環境保全課)
- ・改修工事を実施した稲田小屋体、宍戸小屋体、笠間中屋体及び岩間三小職員室の照明器具について、LED化を実施しました。また、省エネ化事業で各小中学校職員室照明器具のLED化を完了しました。(学務課)
- ・平成 25 年 4 月 2 日より、廃棄物の焼却余熱を利用した「ゆかいふれあいセンター」が「健康管理施設」としてリニューアルされ、指定管理者制度の導入により管理運営の充実を図りました。(環境保全課)

環境負荷の少ないエネルギー利用の推進

- ・住宅用太陽光発電設備の設置費補助 (261 件) を行うなど、自然エネルギー活用の普及啓発に努めました。(環境保全課)
- ・「夏至の日」と「七夕」にCO₂削減/ライトダウンキャンペーンとして、午後 8 時から 10 時までの 2 時間、必要のない電灯は消灯する取組をお知らせ版や市ホームページで広報して参加を促しました。(環境保全課)

■評価と課題

公共施設のLED化の推進や住宅用太陽光発電設置費補助など、環境負荷の少ないエネルギー利用を促進しました。

今後も、省エネルギーを意識した取組を行うとともに、市民・事業者と協力して環境負荷の軽減、自然エネルギーの利用を推進していきます。

エコ・クッキング:環境のことを考えて「買い物」「料理」「片付け」を行うこと。「買い物」環境に配慮した製品を優先的に購入する、必要なもの以外は買わない、マイバッグを持参する等。「料理」省エネに配慮して調理する、ごみを出さないよう工夫する等。「片付け」環境に配慮した洗剤を使う等。

循環型社会の構築、地球環境への貢献

■環境要素 水資源・水循環

■環境目標 水を大切にし、安定した水資源を確保します

■施策展開の方向性

- ・日常的な節水行動の推進や雨水利用の推進などにより、限りある水資源を大切に利用します。
- ・雨水の地下浸透や地下水の適正利用を推進し、豊かな水循環を形成します。

■行政施策

水資源の確保

- ・安全な水の供給に向け、飲料用地下水の水質の保全・管理に努めました。(水道課)

節水行動の推進

- ・小中学校に夏季のプール使用水の適正利用を呼びかけました。(学務課・水道課)
- ・小中学校に節水を心掛けるよう周知徹底を行いました。(学務課)

雨水の地下浸透の推進

- ・北山公園園路整備で透水性舗装を1,810㎡施工しました。(商工観光課)
- ・宅地開発行為申請による雨水浸透施設の浸透設置は3件ありました。(都市計画課)

■評価と課題

安全で安心な水の供給のため、水源の保全、適切な水質管理や施設の維持管理、効率的な運営に努めました。

また、限りある水資源を大切に利用するため、広報等により節水意識の高揚を図りました。

今後も、雨水利用などの水資源の有効活用や節水など、環境に配慮した取組を推進していきます。

透水性舗装:道路や地表の舗装面上に降った雨水を、間隙が多い舗装材の特質を利用して地中に浸透させる舗装工法。主に都市部の歩道などに使用される例が多く、地下水の保全・かん養や、都市型洪水の防止効果がある。

雨水浸透施設:地下水のかん養を図るため、雨水を地下に浸透しやすくするために道路側溝や雨樋下に設置する施設。

循環型社会の構築、地球環境への貢献

■環境要素 地球環境

■環境目標 地域から行動を起こし、地球環境の保全に貢献します

■施策展開の方向性

- ・深刻化しつつある地球温暖化の防止に向け、日常生活における省エネの徹底や省エネ型製品の普及促進、燃費効率のよい自動車利用、環境負荷の少ない事業活動の促進など、個人や地域でできることから取り組みます。
- ・環境に配慮した自動車利用や、交通流の円滑化、自動車利用抑制対策など、運輸部門からの排出量低減のため、取組が必要です。
- ・温室効果ガスの吸収源として、市域の森林を保全するとともに、生垣など身近な緑化を推進します。

■行政施策

地球温暖化防止に向けた市の率先的な取組

- ・市役所の事務・事業から排出される温室効果ガス排出量を平成 24 年度と比較して、1.0%削減を目標に取組を行い1.3% (49t-CO₂) 削減しました。(環境保全課)
- ・電気自動車2台の活用を行いました。(総務課)
- ・低燃費車、低排出ガス車10台を購入しました。(総務課)
- ・年式古い車両及び、走行距離の多い車両11台を廃車しました。(総務課)
- ・職員の地球温暖化防止への意識を高めるため、毎月、第2金曜日は「公共交通利用促進・地球温暖化防止キャンペーン」としてノーマイカーデーに取組みました。(秘書課)

事業者に対する地球温暖化対策の普及促進

- ・太陽光発電などの新エネルギー設備等について、窓口等で情報提供を行いました。(環境保全課)
- ・パンフレットの配布など、茨城エコ事業所登録制度の普及を行いました。(市内登録数36事業所)(環境保全課)
- ・低公害車、電気自動車等に関する資料の配布、情報提供による普及啓発を行いました。(環境保全課)

家庭における地球温暖化対策の普及促進

- ・ふるさとまつり等のイベントにおいてパネル展示等により家庭での省資源、省エネ、節水の実践など、エコライフに取り組むための知恵とヒントが掲載されている「茨城エコチェックシート」を紹介しました。(環境保全課)
- ・省エネ性能カタログ等により、省エネ家電・機器の紹介、情報提供を行いました。(環境保全課)
- ・イベント会場等において、啓発パンフレットを配布するなど、買い物時のマイバッグ持参を呼びかけました。(環境保全課)
- ・緑のカーテンタウン事業でゴーヤの種を配布し、緑のカーテンの普及と地球温暖化防止対策への啓発を図りました。(環境保全課)

環境に配慮した自動車利用の推進

- ・啓発パンフレット等により低公害車や低排出ガス車の普及啓発を行いました。(環境保全課)
- ・県開催の「エコドライブセミナー」の受講者募集や、パンフレットを活用してエコドライブの実践を呼び掛けました。(環境保全課)

自動車利用の抑制

- ・パークアンドライドを推進し、友部駅前広場駐車場利用台数 41,366 台、岩間駅前広場駐車場利用台数 6,122 台の利用がありました。(管理課)
- ・歩行者や自転車が安全に通行できるよう、市道(友)1級1号線の自動車歩行者道の整備工事、市道(岩)西485号線の自動車歩行者道の整備、市道(友)1級5号線、(友)2級5号線、(友)2119号線の自動車歩行者道の測量を実施しました。(建設課)
- ・笠間駅・笠間芸術の森公園インフォメーションセンター、稲荷駐車場においてレンタサイクル制度を実施しました。(商工観光課)
- ・自動車利用の抑制につながる公共施設の駐輪場の確保に努めました。(各施設)

緑地保全・緑化の促進

- ・二酸化炭素の吸収源として、森林の保全に努め、森林機能緊急回復間伐事業により間伐を行いました。(農村整備課)

その他の地球環境問題への対策

- ・家電リサイクル法に基づく対象品目の有料回収ルートをホームページに掲載するなど市民への周知を行いました。(環境保全課)

■評価と課題

日常生活における地球温暖化防止に向けた取組として、マイバック持参の呼び掛けや緑のカーテンの普及を行いました。

また、市役所も電気自動車の活用、ノーマイカーデーの取組、森林の保全など、温室効果ガスの排出削減に取り組みました。

今後も市民、事業所、市が連携・協力して、環境負荷の低減を目指し、地球温暖化の防止に向けて取り組みます。

パートナーシップによる環境まちづくりの推進

■環境要素 環境教育・環境学習

■環境目標 環境保全について自ら考え、行動できる人を育てます

■施策展開の方向性

- ・環境保全について自ら考え、行動できる人を育てるため、学校における環境学習の内容や体制を充実するとともに、市民や事業者に対する研修や講習、体験型学習等を積極的に展開し、環境に対する意識の高揚や環境保全の知識・技術の普及を図ります。

■行政施策

学校等における環境学習の推進

- ・保育所及び児童クラブにおいて、日常的にゴミの分別を行うことにより意識の向上を図りました。(子ども福祉課)
- ・保育所・児童クラブにおいて給食やおやつの廃材(牛乳パックやプリン空き容器等)を利用した手作りおもちゃ、使用済みポスターやカレンダーの裏側をお絵かき用の紙として再利用し、リサイクルを考えることができました。また、子育て支援センターや児童館においても同じ様に牛乳パック等を利用して手作りおもちゃをつくりリサイクルを考えることができました。(子ども福祉課)
- ・環境フォーラムへの教員の参加を依頼するなど、教員への環境教育の研修の充実に努めました。(環境保全課)
- ・こどもエコクラブへの入会案内など、小学校に各種イベントの開催情報を提供しました。(環境保全課)
- ・改修工事を実施した稲田小屋体、穴戸小屋体、笠間中屋体及び岩間三小職員室の照明器具についてLED化を実施し、また、省エネ化事業で各小中学校職員室照明器具のLED化を実施するなど、学校における省エネ型設備の導入を行いました。(学務課)

市民、事業者への環境学習の推進

- ・出前講座メニューを各区長へ送付し、また公民館等公共施設に配布することで講座利用の促進を図りました。(市民活動課)
- ・6月20日に行政による「ゴミ減量とリサイクル」の出前講座を実施しました。(参加者20人)(市民活動課)
- ・生涯学習活動において環境学習を取り入れた公民館講座を開催しました。(岩間公民館)
- ・6月3日に大好きかさまネットワーク連絡協議会主催により、友部ふれあいヘルスロード周辺のゴミ拾いを実施しました。(参加者30人)(市民活動課)
- ・3月8日に笠間市民憲章推進協議会主催により、佐白山清掃ウォーキングを実施しました。(参加者308人)(市民活動課)
- ・市民団体が主体となりエコ・クッキング教室を開催し、エコ・クッキングの普及促進を行いました。(環境保全課)

体験型学習機会の充実

- ・エコフロンティアかさまの環境学習施設等の利用促進のため、パンフレットの配布等による情報提供を行いました。(環境保全課)
- ・6月29日にほたる鑑賞会を実施して、地元小学校の親子21人が、ほたるの生態と環境について学びました。(農政課)
- ・自然観察会など、地域の自然に親しみ学ぶことができる環境学習機会の提供をおこないました。(環境保全課・岩間公民館)

資料・情報提供体制の整備

- ・図書館に市環境基本計画を所蔵し開架しました。(各図書館)
- ・平成25年度出前講座メニューを各区長へ送付し、また、公民館等公共施設に配布することで講座利用の促進を図りました。(市民活動課)
- ・6月20日に行政による「ゴミ減量とリサイクル」の出前講座を実施しました。(参加者20人)(市民活動課)
- ・日常生活における環境に配慮した取組について、広報紙やパンフレットにより意識啓発、情報提供を行いました。(環境保全課)

指導体制の充実

- ・広報紙やホームページで出前講座の普及啓発を行うとともに、市民講師の募集を行いました。(市民活動課)

■評価と課題

自然観察会等の開催、出前講座における講師の派遣、イベント時における環境活動など、環境学習機会の提供を行い、環境保全に対する意識の高揚を図りました。

今後も環境学習の内容の充実を図り、より多くの方々に環境学習への参加を呼びかけていくとともに、地域の指導者、講師等の活用を図ります。

パートナーシップによる環境まちづくりの推進

■環境要素 パートナーシップ

■環境目標 各主体の活動を活性化し、主体間のパートナーシップを形成します

■施策展開の方向性

・行政だけでなく、住民や事業者など各主体の活動を活性化し、主体間のパートナーシップを形成するため、各地域のコミュニティ組織の活動を推進するとともに、住民や事業者の自主的な環境活動に対する支援を行います。

・広域市町村圏によるパートナーシップを生かし、啓発イベントやパンフ・ポスター等の共同作成など、広域連携による環境保全の取組を推進します。

■行政施策

地域コミュニティ活動の推進

- ・広報かさま8月号市民力で、ホテルの里づくりやクリンソウの育成管理をしている「駒場ほたるの会」を掲載し、コミュニティ活動への参加意識の高揚を図りました。(市民活動課)
- ・笠間市表彰において「ひまわりの会」、「原宿の環境をよくする会」、「ごみを考える会」、「かさま環境を考える会」の4団体を表彰しました。(秘書課)
- ・笠間市主催「笠間市花壇コンクール」は4団体、茨城県主催「花と緑の環境美化コンクール」は2団体を表彰しました。(生涯学習課)
- ・花によるまちづくりを推進し、5月31日(クリーン作戦に合わせて)花苗をマリーゴールド・サルビア合わせて33,957本、186団体に配布しました。市主催コンクールには、13団体が参加し4団体が入賞、県主催コンクールには9団体が参加し2団体が入賞しました。(生涯学習課)
- ・笠間市都市公園グリーンパートナー制度で1団体(計4団体)、道路里親制度で4団体(計34団体)と締結しました。(管理課)

市民の環境保全活動への支援

- ・市民懇談会が主体となり「未来に残そう美しい地球」をテーマに、「かさま環境フォーラム」を開催しました。フォーラムでは、企業などの取組事例の発表や山本コウタローさんを講師に迎えて講演会を行いました。また、同会場で、市民団体などによる環境活動のパネル展示や親子科学実験を行うなど、環境学習の推進と環境保全の取組の促進を行いました。(環境保全課)
- ・笠間市民憲章推進協議会主催により、温暖化防止の取り組みとして、市民・学校・事業者へ呼びかけ、緑のカーテンコンテストを実施しました。(応募件数27件)(市民活動課)
- ・かさま環境を考える会とごみを考える会が、日頃の環境保全等の活動や環境美化活動に対して、県環境保全功労者表彰並びに、市表彰を受賞しました。(環境保全課)

事業者の環境保全活動への支援

- ・エコショップ認定店舗を更新し、ごみの減量化に向けた事業活動を支援しました。(環境保全課)

広報連携による取組の推進

- ・県央首長懇話会において、環境省ライトダウンキャンペーンに合わせた「ライトダウン」(6月21日・7月7日)を実施しました。また、キャンペーンを市報に掲載し、市民への呼びかけを行いました。(企画政策課・総務課・環境保全課)
- ・「ノーマイカーデー」については、第1回は6月に職員のみ対象に実施、第2回は2月に職員のほか、週報・ポスター・チラシにより市民に周知し実施しました。(企画政策課)
- ・「CO2削減エコライフチャレンジ2013」において、職員の家庭における12月の電気量調査を行い(155人)、昨年と比べて一人当たり1ヶ月86.6kgの削減がはかられました。(企画政策課)
- ・7月31日に涸沼川の源流や涸沼の水生生物等の調査「涸沼川探検隊」を実施し、環境保全意識の高揚を図りました。(小学生30人参加)(環境保全課)
- ・7月27日に愛宕山に於いて巴川流域の4市町村による巴川探検隊全体交流会を開催し、86人の小学生等が参加して植物や野鳥等の観察や巴川の上流から下流までの水質調査を行い環境保全意識の高揚を図りました。また、地域事業として、11月30日に霞ヶ浦湖上体験学習を実施し20人の親子が参加しました。(岩間支所地域課)
- ・3月13日に霞ヶ浦環境科学センターに於いて市民17人が参加し、霞ヶ浦の水質浄化や家庭排水の浄化等について学習しました。(岩間支所地域課)

■評価と課題

地域のコミュニティ活動を広報誌等で紹介するなど、市民の環境活動の活性化やコミュニティ活動への参加意識の高揚を図りました。

また、市民の環境保全活動を促進するため、市民との協働による環境フォーラムを企画・開催しました。

今後も、住民や事業者の自主的な環境保全活動を支援していくとともに、市民のコミュニティ活動への参加を促します。